

令和5年度病床機能報告と 定量的基準との照合結果 について

1 「定量的基準」について

- 病床機能報告において、医療機関が自院の病床機能を判断する際に参考として活用する県全体での基準。入院料をベースにした客観的な目安。

【本基準の性格について】

- ・ 病床機能報告において、医療機関が自院の病床機能を判断する際に参考として活用することを目的としています。
- ・ 地域医療構想における2025年の機能別分類の境界点を再定義するものではありません。
- ・ 今回提示する定量的基準は、診療報酬改定等に応じて、適宜変更する可能性があります。
- ・ 不足もしくは過剰と思われる医療機能について今後どのように対応していくかを考えていくための目安であり、病床数の削減を意味するものではありません。

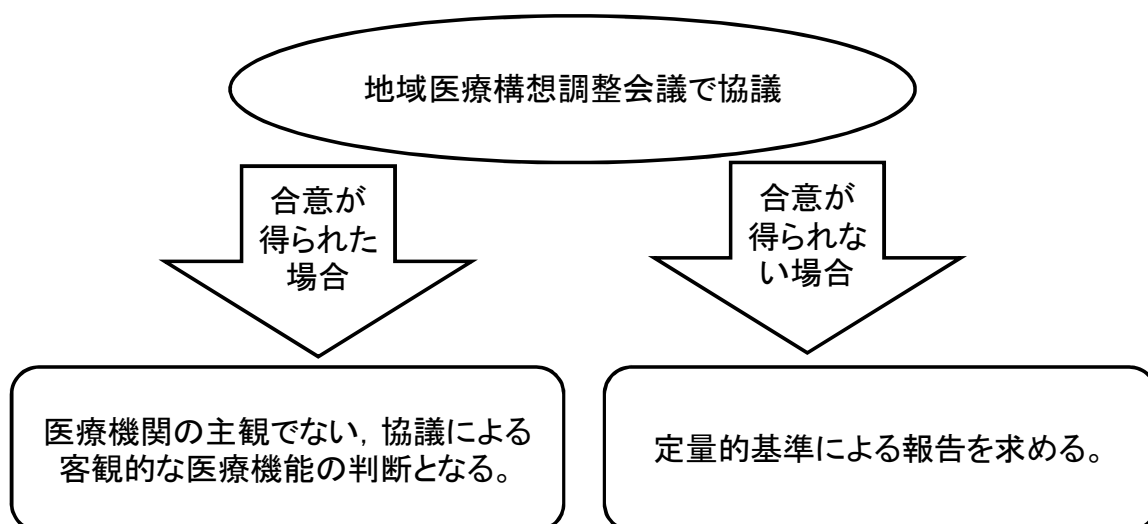
1 「定量的基準」について

【地域医療構想調整会議での活用について】

- ・ 地域医療構想調整会議において、病床機能報告結果と「定量的基準」による仕分け結果を比較し、「定量的基準」と異なる機能を報告した医療機関については、その理由を確認することを予定しています。
- ・ 地域医療構想調整会議における「病床機能の過不足」の基準は、これまでどおり病床機能報告であり、今回提示する「定量的基準」による仕分け結果に基づき、医療法で定められた知事権限の行使を行うことは予定しておりません。

2 地域医療構想調整会議における活用

定量的基準と異なる報告があった場合



これを繰り返すことで、病床機能報告が、（定量的基準もしくは調整会議での協議を経た）客観的結果となり、基準として機能する。

2 地域医療構想調整会議における活用

(参考)作業フロー

